

議案第 5 号

川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年 2 月 1 4 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例等の一部を改正する条例

(川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正)

第1条 川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和26年川崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 委員長である委員 月額 336,000円
- (2) その他の委員 月額 279,000円

(川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成3年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「620,000円」を「580,000円」に改める。

第4条中「100分の10」を「100分の12」に改める。

第6条第2項中「当該合計額の100分の20を乗じて得た額」を「、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額」に、「100分の212.5」を「100分の160」に、「100分の232.5」を「100分の175」に改める。

(川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成16年川崎市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条中「880,000円」を「830,000円」に改める。

第4条中「100分の10」を「100分の12」に改める。

第6条第2項中「当該合計額の100分の20を乗じて得た額」を「、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額」に、「100分の212.5」を「100分の160」に、「100分の232.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例第3条、第4条及び第6条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に病院事業管理者である者に支給する給料、地域手当及び期末手当の額は、その任期が満了するまでの間、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市特別職報酬等審議会の答申及び意見に基づく議会議員の報酬の額並びに市長、助役及び収入役の給料の額の改定並びに期末手当の額の算定方法の変更に伴い、教育委員会委員の報酬の額を改定し、並びに常勤の監査委員及び病院事業管理者の給料の額の改定並びに期末手当の額の算定方法の変更を行うこと等のため、この条例を制定するものである。